

岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に基づく漁業許可について

令和5年10月30日

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第4条第1項第14号に掲げる漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 又は地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
みるくい・なみがい潜水器	(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 (但し別紙図示のとおり)	12月1日から 4月20日まで	定めなし	定めなし	4	岡山・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月30日～令和5年11月15日

3. この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和6年4月20日までとする。

みるくい・なみがい潜水器操業区域（斜線区域を除く）

